

○岡山県警察少年警察協助手運用要領の制定について(通達)

(令和3年8月27日岡少第259号警察本部長例規)

改正 令和4年5月31日岡少第193号 令和4年12月2日岡少第342号

各部長

首席監察官

総務統括官 殿

運転免許センター長

各所属長

この度、別添のとおり岡山県警察少年警察協助手運用要領を制定し、令和4年4月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、少年警察栄誉協助手及び少年警察学生協助手の委嘱について(通達)(平成15年5月21日岡少第116号例規)及び少年警察協助手活動要領の制定について(通達)(平成15年5月21日岡少第117号例規)は、令和4年4月1日をもって廃止する。

別添

岡山県警察少年警察協助手運用要領

1 目的

この要領は、少年警察協助手(以下「協助手」という。)の運用についての要領を定め、適正かつ効果的な運用に資することを目的とする。

2 任務

協助手は、警察と協働して次に掲げる活動を行うことを任務とする。

- (1) 非行少年等(少年警察活動規則(平成14年国家公安委員会規則第20号)第2条第6号から第10号までに定めるものをいう。)の発見及び補導
- (2) 少年の規範意識の向上等に資する活動
- (3) 有害環境の浄化に資する活動
- (4) その他警察が行う少年の健全育成に資する活動に係る協力

3 委嘱

(1) 推薦

ア 警察署長は、少年警察協助手委嘱推薦書(様式第1号)により、生活安全部少年課長(以下「少年課長」という。)に(2)の要件を満たす適任者を推薦するものとする。

イ 推薦に当たっては、あらかじめ学校その他の関係団体からの意見聴取等の方法により、適任者が選出されるよう配慮するものとする。

ウ 適任者の選出に当たっては、一定地域の居住者に偏しないよう原則として交番・駐在所単位で若干名が選出されるように配慮するものとする。

(2) 資格要件

- ア 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
- イ 任務の遂行に必要な熱意を有し、少年補導について適格性を有すること。
- ウ 健康で実行力を有すること。
- エ 少年非行防止に協力するための時間的余裕を有すること。
- オ 地域の実情に精通していること。
- カ 委嘱時の年齢が75歳未満であること。

(3) 委嘱者

少年課長は、(1)アの規定による推薦を受けた者の中から適当と認める者を選考し、警察本部長に上申するものとする。

- (4) 警察本部長は、(3)の規定による上申を受けて少年警察協助力員として委嘱する者を決定し、委嘱状(様式第2号)により委嘱するものとする。

4 任期等

- (1) 協助力員の任期は毎年4月1日から1年間とする。
- (2) 協助力員の定数は別に定めるものとし、(1)に規定する期間内において、追加で協助力員を委嘱する必要がある場合は、定数の範囲内において行うものとする。
- (3) 協助力員は再委嘱することができるものとし、この場合において3(1)アの規定による推薦及び3(3)の規定による委嘱状の交付は要しないものとする。
- (4) 報償費は、毎年12月1日現在で委嘱されている協助力員のうち、当該月の属する年度における委嘱期間が6月を超えている者に対し、当該月において予算の範囲内で支給するものとする。

5 解嘱

- (1) 少年課長は、協助力員が死亡した場合又は解嘱を申し出た場合は、解嘱の執るものとする。
- (2) 警察本部長は、協助力員が次のいずれかに該当したときは、解嘱することができるものとする。

ア 所在不明となったとき

イ 長期の療養を要する疾病にかかったとき

ウ 法令に違反する行為をしたとき

エ 社会通念上、協助力員として不適切な行為をしたと認められるとき

- (3) 解嘱については、死亡、所在不明等本人に通知できない場合を除き、解嘱通知書(様式第3号)により協助力員に通知するものとする。

6 少年警察協助力員証

- (1) 少年課長は、協助力員に対し少年警察協助力員証(様式第4号。以下「協助力員証」という。)を貸与するものとする。
- (2) 協助力員は、任期満了又は解嘱となったときは、速やかに協助力員証を返納するものとする。

(3) 協助手は、協助手証を紛失又はき損したときは、少年課長に速やかに届け出るものとする。

(4) 少年課長は、協助手を再委嘱する場合は、協助手証を継続して貸与するものとする。

7 少年警察協助手指導員の設置等

(1) 生活安全部少年課に少年警察協助手指導員(以下「指導員」という。)を置き、その身分、任免等については、この要領に定めがあるもののほか、岡山県警察会計年度任用職員取扱要綱の制定について(通達)(令和2年3月31日岡務第306号例規)の定めるところによる。

(2) 指導員は、少年課長の指揮を受け、協助手に対する指導、教養及び助言を行い、その活動の活性化等に努めるものとする。

(3) 生活安全部少年課少年サポートセンター(以下「サポートセンター」という。)に岡山県少年警察協助手会連合会の事務局を設置し、指導員がその事務を行うものとする。

(4) 各警察署に連絡会を設置し、及び協助手の互選等により代表者を定めるとともに、定期又は随時に連絡会を開催する場合は、必要に応じて学校その他の関係する団体の代表者の参加を求めることとする。

8 大学生等を委嘱する場合の推薦方法等

県内に居住する又は県内に所在する大学、大学院若しくは短期大学(以下「大学等」という。)に在学する大学生、大学院生又は短期大学生のうち30歳以下の者を協助手として委嘱する場合は、次のとおり行うものとする。

(1) 推薦方法

少年課長は、公募、大学等の教職員への意見聴取等を行い、3(2)アからエまでの資格要件を満たす適任者を少年警察協助手委嘱推薦書により警察本部長に推薦するものとする。

(2) 運用方針

2に掲げる活動について、居住地又は大学等の所在地によりサポートセンター岡山班、倉敷班又は津山班のいずれかを中心として運用するものとし、少年と年齢が近く心情及び行動に対する理解が比較的容易である特性並びに大学等における専攻分野を生かした活動への参加に留意するものとする。

9 運用上の留意事項

(1) 協助手の人選に当たっては、補導に関する熱意が不足している者、活動への参加が消極的である者、又は必要以上の干渉を行う者等が選出されないよう留意すること。

- (2) 協助員を委嘱した場合は、少年非行の傾向、関係法令の基本的知識、少年補導の基本的な心構え等について所要の教養を実施するほか、随時必要な教養を実施すること。
- (3) 協助員の活動に当たっては、受傷事故防止その他被害の防止について、十分指導すること。
- (4) 協助員は、民間の協力者として委嘱されるものであり、特別の権限が付与されるものではないことを周知し、及び過剰な行為をすることがないように指導すること。
- (5) 活動を依頼する場合は、協助員の職業、年齢、性別、能力、経験、居住地等を十分に考慮の上、活動内容に最も適合した者を選定すること。
- (6) 協助員が活動中に知り得た秘密を漏らすことがないように徹底すること。
- (7) 個々の少年の特性に対する配慮、少年の特性に対する深い知識、少年の取扱いに関する技術及び継続性が求められる少年相談、継続補導及び被害少年に対する支援の活動について協力を依頼する場合は、協助員の性別、年齢、能力等を考慮して慎重に人選を行った上で、警察との連携による適切な役割分担の下で社会奉仕体験活動等の補助的な活動に限定して行うこと。
- (8) 社会奉仕体験活動等を協助員と協働して実施する場合は、少年及びその保護者に係る個人情報については保護者(少年法(昭和23年法律第168号)第62条第1項に規定する特定少年に係る個人情報については本人)の同意を得た上で、支援に必要な範囲に限定して協助員に提供するものとし、その取扱いには慎重を期すこと。

10 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
少年警察協助員委嘱推薦書	作成した所属	任期満了又は解嘱後5年
少年警察協助員委嘱推薦書の写し	少年課	任期満了又は解嘱後5年

様式第1号

少年警察協助員委嘱推薦書

[別紙参照]

様式第2号

委嘱状

[別紙参照]

様式第3号

解嘱通知書

[別紙参照]

様式第 4 号

少年警察協助員証

[別紙参照]